

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「まん延防止等重点措置」指定に伴う緑地施設の利用制限について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月12日(月)から令和3年5月11日(火)まで、下記のとおり利用制限いたします。

- (1) 対象期間：令和3年4月12日(月)から令和3年5月11日(火)
- (2) 制限内容：緑地利用は午前9時から午後8時まで
- (3) 対象施設：使用許可を受けて利用する施設（グランドゴルフ、サッカー、野球等）